

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000002	金融庁、農林 水産省、経済 産業省	商品投資以外の投資に関する 運用規制の撤廃	商品投資に係る 事業の規制に関 する法律第2条 「商品投資販売 業者の業務の運 営に関する基本 事項について」	基本通達により、商品投資以外 の投資として金融商品を組み入 れる場合の組み入れ割合を定め ている。	b		商品投資に係る事業の規制に 関する法律第2条第1項に規定 する商品投資により運用する金 額の合計が、運用財産の総額 の2分の1を超える場合におけ る金融商品の組み入れ比率制 限を撤廃するとともに、顧客へ のディスクロージャーを拡充す るための関連規定を整備するこ とについて、総合規制改革会議 の指摘を踏まえて行う投資者保 護法制のあり方についての検討 の動向を踏まえつつ、結論を得 る。		「投資者保護法制のあり方につ いての検討の動向を踏まえつ つ、結論を得る」旨の回答が示 されているが、検討の方向性や 結論を得る時期について、より 具体的に見解を示されたい。	b		検討の方向性としては、商品 投資に係る事業の規制に関する 法律第2条第1項に規定する商 品投資により運用する金額の合 計が、運用財産の総額の2分の 1を超える場合における金融商 品の組み入れ比率制限を撤廃 するとともに、他の金融商品(投 信等)のディスクロージャーとの 整合性を図りつつ、商品ファンド のディスクロージャーを拡充す るための関連規定を整備するこ とについて、現在、金融庁金融審 議会第一部会において議論され ている投資者保護法制のあり方 に関する検討の動向を踏まえつ つ、結論を得ていくこととなる。
z1000003	国土交通省、 環境省、農林 水産省	下水道事業の多角化と民間開 放	浄化槽法第2条	・ 汚水処理施設の整備にあつて は、各都道府県が、各々の処 理方式の特性等を考慮し、市町 村の意見も反映した上で効率的 かつ適正な全県的な配置計画 (都道府県構想)を策定してお り、農業集落排水事業は、この 構想にもとづき実施されている。 一旦策定された構想は、社会情 勢等の変化に応じて、適宜見直 しが行われる仕組みとされてい るところである。 ・ 農業集落排水事業は、社会情 勢等の変化に応じて、地方公共 団体の裁量により処理区域の計 画変更が可能となっており、ま た、農業集落排水事業と浄化槽 の設置については、一体的な計 画の下に、環境省と連携を図り つつ実施する制度が整備されて いるところである。 ・ 農業集落排水事業において は、地方公共団体がPFI手法を 活用して、農業集落排水施設を 整備することを可能としている ところである。	d		・ 処理区域の変更と民間事業者 の参入については、現在の仕組 みの中で対応可能である。 ・ 下水道法(下水道施設の定義 の拡張)については回答する立 場がない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z100002	金融庁、農林 水産省、経済 産業省	商品投資以外の投資に関する運用規 制の撤廃	5019	50190001	11	日本商品投資顧問業協会(会 長 牛嶋英揚)	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤 廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第 2条第1項に規定する商品投資により運用す る金額が、運用財産の総額の1/2超となる 場合において金融商品を投資対象として組 み入れることが可能となっているが、この 商品ファンドの従たる部分である「商品投 資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を 要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択 できるようになり、相関性の低いものを組 み合わせるにより、商品ファンドの安定 運用の道が開かれ、投資家の期待する収益 の安定性に寄与することにつながることに なる。	本件は「規制改革推進3カ年計画等のフォ ロアアップ結果(平成15年5月内閣府公 表)において、「平成15年度早期に措置す る」旨を踏まえて、速やかな対応を要望 する。	
z100003	国土交通省、 環境省、農林 水産省	下水道事業の多角化と民間開放	5020	50200002	11	株NJSE&M	2	下水道事業の多角化と民間開放	・下水道施設の定義を個別処理方式の施設 に拡張する。 ・集合処理区域と個別処理区域を厳格に線 引きせず、個別事情に応じて処理方式を選 択し、一体的な整備を可能にする。 ・民間の下水道事業者を認める(既存施設 はリース)	・市町村の財政事情から集合処理方式の整 備が事実上断念されている地域で、集合処 理方式、個別処理方式を組み合わせた下水 道事業を実施したい。	・集合処理と個別処理の所管省庁がバラバ ラになっているため、効率的な事業計画を 立て難い状況にある。 ・集合処理区域は厳格に線引きされてい て、その変更を機動的に行うことは想定さ れていない。このため、個別処理方式への 変更が円滑に行われにくい状況にある。 ・個別処理区域においても、複数世帯を集 合処理した方がよい区域もある。このよ うな細かい事情を考慮しながら2つの区域を 線引きすることは現実的でなく、一体的に 整備する方策が必要である。	・民間事業者として上下水道事業を一体と して運営できるようになれば一層の効率化 が可能となる。 (上記要望1参照)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z1000004	農林水産省	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率の平準化	土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第52条の2第1項	国営土地改良事業において、当該事業によって利益を受ける市町村の負担金については、事業完了の翌年度から支払期間を17年(2年の据置期間を含む。)、利率を年5分とする元利均等年賦支払の方法により支払うこととされている。	C		<p>国営事業の都道府県の負担分は、借入金を財源とするため、その支払利率は借入金の利率を基礎として農林水産大臣が定めるものとされており、事業実施の翌年度から13年(2年の据置期間を含む。)の元利均等年賦支払とされている。一方、市町村等の負担分は、事業実施中は国が無利子で立て替え、事業完了の翌年度から年5分の利率、17年(2年の据置期間を含む。)の元利均等年賦支払の方法で支払うこととなり、事業実施中には受益者等が資金手当を心配する必要がないこと、事業完了後には繰上償還が認められていること等の受益者等にとって利点があるものとなっている。この利点を考えれば、現行制度の見直しは慎重な検討が必要である。</p> <p>また、平成14年度から、この繰上償還が可能であることを活用し、市町村負担分について完了の翌年度に全部一時支払いする場合には、一般公共事業債の対象とする財源対策が行われているところである。</p>		<p>回答では、現行制度では市町村は都道府県と異なり、事業実施までに資金を国が無利子で立て替える利点があり、その利点も踏まえれば現行制度見直しは困難とのことだが、要望者からは、再度、制度の見直しを求めるのではなく、現行の市中金利より高くなっている金利の引き下げを求めるものとの見解が示されている。</p> <p>この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。</p>			<p>要望の利率引き下げは実質上従来型の財政措置に過ぎないため対応不可。 なお、国営事業に係る市町村負担金の支払制度等については次のとおり。 1. 国営事業の都道府県の負担分は、借入金を財源としているため、その支払利率は借入金の利率を基礎として農林水産大臣が定め、事業実施の翌年度から13年(2年の据置期間を含む。)の元利均等年賦支払とされ、一方、市町村等の負担分は、事業実施中は国が無利子で立て替え、事業完了の翌年度から年5分の利率、17年(2年の据置期間を含む。)の元利均等年賦支払とされている(土地改良法施行令第52条の2第1項等)。 2. 市町村等の負担分の支払利率である年5分(5%)の見直しは、 国営事業の負担金制度は、その財源の性格、事業の内容、負担者の支払能力等を考慮して支払条件が設定され、支払利率、償還期間、据置期間及び償還方法は相互に関連しあつて制度の枠組みを作っており、支払利率の引き下げは償還期間や償還方法等にも関係するため、制度の枠組みに影響を与えること。 事業実施中には受益者等が資金手当を心配する必要がないこと、事業完了後には繰上償還が認められていること等の受益者等にとって利点があるものとなっていること等から、慎重な検討が必要である。 また、各負担者(市町村長)は、土地改良法施行令に規定された国営事業の負担金の支払方法を承知の上、国営事業の法手続における事業実施の同意をしているものである。 3. なお、事業完了後の繰上償還が可能であることを活用し、完了年度の翌年度に市町村負担分の全部を一時支払いする場合には、一般公共事業債の対象とする財源対策が平成14年度より講じられているところであり、これにより実質の利率を5%以下に抑えることができるようになっているところである。</p>
z1000005	農林水産省	農家の直売にかかる米の検査の撤廃・改革	玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)第4条第2号並びに第5条第2号及び第3号	<p>1 玄米及び精米(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)については、JAS法に基づき定められた玄米及び精米品質表示基準により、名称、原料玄米、内容量、精米年月日等の表示が義務付けられている。</p> <p>2 このうち、原料玄米を表示する際に、当該玄米が国内産にあっては農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明を受けたものでなければ、産地、品種、産年を表示することはできず、検査を受けていないものは、「未検査米」等と表示しなければならないとされている。</p>	C		<p>1 米については、産地、品種、産年について消費者の関心が特に強い。しかし、精米されて店頭と並ぶと一般消費者はその中身を見分けることが不可能である。特に包装された米については、消費者にとって表示が唯一の情報源となることから、精米表示の根拠を明確にすべきとの要請が強い。</p> <p>2 このため、JAS法に基づく表示制度では、包装された米について、表示の根拠として農産物検査法による証明を受けた原料玄米についてのみ精米の産地、品種及び産年の表示を行わせることにより、表示の正確性を期し、消費者における米の表示の信頼性の確保に努めているところである。</p> <p>3 なお、直売等において、包装されていないばら売りの方法が考えられるが、この販売方法においては、対面販売となり消費者に対して表示以外に情報提供が可能であること、包装されている米と異なり転売等他に流通されることがないと考えられることから、店頭での表示に関し、農産物検査による証明は義務付けていない。</p>		<p>回答では、包装された米については消費者にとって表示が唯一の情報源となることから、精米表示の根拠を明確にすべきとの要請が強く、無検査での表示は困難とのことだが、要望者からは、以下の再意見が提出されている。 一次の回答については、現行法を解釈しているだけで、私の要望に対する回答となっていないように思います。適切で親切な回答を望みます。 現在の検査員に夜検査は、産地・品種・産年の確認をどの程度正確に確認する事ができますか。 販売する米袋(包装された米袋)に産地・品種・産年を記載するのは検査員でなく販売員(生産者)であり、正確に検査された検査米に記載されているか確認不明な点もあるのではないか、販売で大切なのは、事前の検査より消費者が購入する時点での表示と中身が一致しているかどうかではないのですか。 検査を受けていないものは「未検査米」と表示し産地・品種・産年の表示をすることができないとあるようだが、中身の表示をしない販売する事の方が消費者に対して不親切なのではないか。 直売において、「ばら売り」と「包装して販売」とは方法は違っても、大筋ではあまり変わらないと考えられるのではないか。 行政改革により食料事務所(農政局)の検査から民間の検査へとなったため、今まで以上に受検することが困難になり、さらに労力や経費の負担が重くなった。 問題がおきたとき(包装内の米に)原因、責任追及する対象が明白(生産者)である、それだけに生産者も生産から販売まで今まで以上に自意識や責任感を持って取り組むことにもなると思われる。 直売(生産者が明確にわかる販売、対消費者や直売店等)。 この要望者からの再意見の趣旨を踏まえて、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。</p>			<p>1 米については、産地、品種、産年の正確な表示について消費者の関心が特に強いが、精米の状態をこれらを特定することは不可能である。特に包装された精米については、消費者にとって表示が唯一の情報源となることから、精米表示の根拠を明確にすべきとの要請が強い。</p> <p>2 このため、JAS法に基づく表示制度では、包装された精米について、表示の根拠として農産物検査法による証明を受けた原料玄米から精米されたものについてのみ産地、品種及び産年の表示を可能として、表示の正確性を期すとともに、表示と中身の一致について、農林水産省としても、監視を行うなど、米の表示の信頼性の確保に努めているところである。</p> <p>3 なお、直売等において、包装されていないばら売りの方法が考えられるが、この販売方法においては、対面販売等により消費者に対して表示以外に情報提供が可能であること、包装されている精米と異なり転売等他に流通されることがないと考えられることから、店頭での表示に関し、原料玄米について農産物検査は義務付けていない。</p> <p>4 農産物検査については、検査の信頼性・公正性を確保する観点から、一定水準の検査能力・検査体制を有し、適正かつ確実に検査業務を実施しうることを登録検査機関の登録の要条件としており、農産物検査へ参入を希望する者がこの要件を満たす法人であれば、自由に新規参入が可能であり、既に農業生産法人等が登録検査機関として参入し、農産物検査を行っている。 従って、生産者が農業生産法人等の検査機関となる法人を設立し、要件を満たせば、現行の制度においても、農産物検査を実施する検査機関となり、米について自ら検査し表示を行うことが可能である。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z100004	農林水産省	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率の平準化	5027	50270001	11	武生市	1	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率の平準化	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率は年五分と規定されているが、都道府県がこの負担金を負担する場合は、「事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣が定めた率」となっており、運用が規制的であり不平等感が生じているため平準化を行う。	武生市が行う事業は平成18年度より供用開始する事から受益市町は事業負担金と維持管理負担金が生じ財政負担が大きくなるものであります。このようなことから、当該施設の維持管理事業を円滑に推進する上でも実情に応じた償還利率としたい。	市中金融機関の貸出金利が低い中、年五分の利率は算定根拠があいまいであり、市町村財政が緊迫している中、平準化を求めたい。	
z100005	農林水産省	農家の直売にかかる米の検査の撤廃・改革	5033	50330001	11	西田正史	1	農家の直売にかかる米の検査の撤廃・改革	農家が自分で作ったお米を検査しないで表示して販売させて欲しい	農家自身が丹精込めて作ったお米を販売するのに、検査を受けなければ、表示をして販売する事ができない。しかし、その検査は表示内容の検査をするのに十分でなく検査の必要性に疑問がある。また、検査は農家にとって大変な労力や経費がかかる。(不正がおこなわれたときの、罰則はあって当然)行政改革により検査も民間に移行してからは、いぜんより大変やりにくくなった。表示と中身の確認方法はもっと他にもあるはずと考えられる。	表示内容(産地、銘柄・産年)が検査で十分な確認ができないと思われる。検査は農家にとって大変な労力、経費がかかる。販売で大切なのは事前の検査より消費者が購入する時点での表示と中身が一致しているかである。(店頭などの抜き打ち検査などはよいと思う。)販売農家が責任を持ち自意識を持って栽培、販売することになる。身近なJA出荷の米価は下落の一方で農家はすでに氣力を失っている、自力で販売しようとするとき、今までの検査は農家に重荷を課せている。	直売の(生産者がわかる米の販売)の場合を言っているのです。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000006	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間 求人情報事業者の活用		非常勤職員の採用については、 ハローワークへの求人及びホーム ページ掲載による公募で行っ ているところである。	d		民間の求人メディアの活用は現 行制度で可能。なお、現在の公 募で公平性は確保できており、 新たな予算措置の必要はない。					
z1000007	農林水産省	農山村地域における土地利用 に関する農地転用規制の緩和	農地法第4条第 1項、第5条第1 項 農地法附則第2 項	農地の転用については、原則と して都道府県知事の許可として いる。(4haを超える農地の転用 については、農林水産大臣の許 可としている。)都道府県知事 は、原則として、2haを超え4ha 以下の農地転用許可をしようと する場合は、あらかじめ農林水 産大臣に協議しなければならない。	c		農地転用許可制度は、農地の農 業上の効率的な利用を図るため に優良農地の確保を行うことを 目的としており、また許可権限 の配分については、国民への食 料の安定供給を図るとの国の責 務及び地方分権に適正に対応す るとの観点と踏まえ、適切な国 の関与の在り方等を検討した上 で措置されているものである。 この権限配分については、農地 制度の根幹に関わることから、 現在、新たな「食料・農業・農 村基本計画」の策定に向け行っ ている農地制度改革の検討中 で、優良農地の確保と農地転用 許可制度の在り方について検討 を行っているところであるが、 現行の権限配分を見直すに当 たっては、上記の観点に加え、 規制の運用が地方行政にゆだね られていることが厳格に運用さ れていない原因の一つであると 指摘し、農地転用規制の運用の 厳格化を求めている総合規制改 革会議の第3次答申を踏まえる 必要があること、現場の農地行 政を預かる農業委員会系統組 織から慎重な検討を求められて いることを考慮に入れ、慎重に 検討する必要がある。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000006	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
z1000007	農林水産省	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	5048	50480001	11	兵庫県農林水産部農林水産局農地調整室	1	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	市街化区域外の2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地の転用もしくは転用のための権利移動にあたり当分の間、必要とされている農林水産大臣の事前協議を廃止する。(農地法附則第2項の削除)		当該事前協議は、事務処理に相当の日数を要すること(知事許可の場合の標準事務処理日数は6週間、農林水産大臣協議が必要な場合10~14週間程度)、協議は国の責務に適正に対応するとの観点からの措置とされているが、大臣の同意まで求める趣旨のものではなく、実際の協議も地方農政局に対する事案の概要説明に留まっており、許可の可否に影響を及ぼすような具体的な意見等を提示されたこともないため、その実益が乏しいと言わざるを得ないこと、その理由から2ヘクタール以下の自治事務と区別して調整する必要性が乏しく、迅速な事務処理の観点から農林水産大臣の事前協議を廃止すべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000008	農林水産省	喜多方市雄国地区における遊休農地の活用について (1.農地法の規制緩和2.農振法の規制緩和)	農地法第4条第1項、同法第5条第1項、農振法第13条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。 農地を農地以外のものにする場合には、農地法の規定に基づく許可が必要である。	d		提案の地区は、地元の要請を受けて国費等を投入して開拓造成された農地であり、基本的には農地として有効活用されるべきと考える。 なお、提案概要では設置しようとする施設の位置等は不明であるが、現行制度においては、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には、市町村は農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外することは、不可能ではない。 また、地域の農業の振興に資する施設として、都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設に該当する場合であって、他法令の許認可が得られる等の要件を満たす場合には原則都道府県知事の農地転用許可を受けることは、不可能ではない。					
z1000036	農林水産省	養鶏事業者に対する金融規制改革	中小企業信用保険法施行令第1条 農業信用保証保険法	中小企業信用保険法では、「農業」は中小企業信用保険制度の対象業種とされていない。養鶏事業者については、多角化・大規模化したものを含めて農業信用保証保険制度の対象となっている。 農業信用保証保険制度を活用することができる融資機関として、農業信用保証保険法では、農協のほか、銀行及び信用金庫が規定されており、農業信用基金協会において、これら融資機関の保証の引受けが可能である。	c		農林水産省と協議の上、適用の可否につき結論を得る。(経済産業省回答)		要望事項について、農林水産省の見解を示されたい。	-	-	ご要望は、中小企業保証保険法の対象事業に関するものであるが、養鶏事業者は、農業を営む者であることから、多角化・大規模化したもの、法人化したものを含めて、農業信用保証保険制度における農業信用基金協会の保証の対象となっている。 また、本制度における保証の対象となる融資機関は、農業信用保証保険法第2条第2項及び同法施行令第2条において「銀行及び信用金庫」と規定されており、銀行及び信用金庫による農業を営む者に対する貸付けについても、農業信用基金協会の保証の対象となっているので、本制度をご活用願いたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000008	農林水産省	喜多方市雄国地区における遊休農地の活用について (1.農地法の規制緩和2.農振法の規制緩和)	5051	50510001	11	大岩建設工業株式会社	1	喜多方市雄国地区における遊休農地の活用について (1.農地法の規制緩和2.農振法の規制緩和)	喜多方市雄国地区において、遊休農地の解消、家族のコミュニケーション及び高齢者の体力増強と憩いの場として、農産物販売所、宿泊施設レストラン、パークゴルフ場を建設し、その周辺農地を市民農園等に利用したいため、農地法及び農振法の一步踏み込んだ緩和を要望する。	喜多方市の雄国地区開拓事業が完成した畑地は、表土もほとんど無く耕作放棄地と呼ばれる状況にあります。私は個人(農業に従事する者)として5年ほど前から当該農地の一部を取得し、客土をしながら耕作に取り組んできました。しかしながら農産物の生産性は上がり、今後の農業経営に対し閉塞的な状況にあり打開策を検討しております。こうしたことから雄国地区農地の生産性向上に重点を置くのではなく、市民農園的な活用により遊休農地の利用頻度を上げるべきと考え、多くの人々に雄国に来ていただくための施設建設を計画いたしました。このことは喜多方市が推進しておりますグリーンツーリズムとも合致すると思われまます。多くの人々に雄国に来ていただくには、トイレや食事農産物等の販売のための施設と、農業以外のレクリエーション施設としてパークゴルフ場等の建設を計画いたしました。これ等の施設の敷地として畑地の一部を利用したいので、農地法及び農振法の規制の対象から除外していただきたく要望いたします。	現在、喜多方市では喜多方市雄国地区開拓事業が完了した畑地に関し、遊休農地解消を目的としたアグリ特区指定をし、我々も参入した次第です。しかしながら現地の状況は畑の表土は無いに等しく、とても農産物生産にはほど遠いのが現状です。今の時代、私ども企業は不況のおおりに先行投資もままなら無い状況にあり、農家の方の知恵とノウハウをもってしても生産性をあげられない畑地で、農産物生産事業に取り組んでも成果は上げられず事業として成り立ちません。農産物生産事業に加えて、土地の有効活用が可能であれば多種多様な事業展開が考えられます。雄国地域はたいへん風景明美な場所であり、人々の心を癒す地域であります。この雄国地域の当該畑地の一部を、農産物生産だけの場所としてではなく、子供の情報教育、家族のコミュニケーション、高齢者の体力増強、広範囲の人々が楽しく汗を流す交流の場所として市民が普通に思い描く施設を建設するために利用したいと考えており、このことは雇用対策及び周辺集落の過疎対策等への効果も期待できると思われまます。雄国型農地工作の推進開発のため、雄国地区農地の一部に対する農地法及び農振法の緩和を要望致します	週刊文春の記載記事
z1000036	農林水産省	養鶏事業者に対する金融規制改革	5053	50530001	11	京都府	1	養鶏事業者に対する金融規制改革	中小企業信用保険法施行令第1条第1項により、「農業」については、中小企業信用保険法第2条第1項第1号で定める業種から除外されているが、企業の経営や法人化が進む養鶏業については、「農業」から除外する。	企業の経営や法人化が進む養鶏事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当該養鶏事業者については中小企業者として、その債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もって地域の養鶏振興を図る。	養鶏事業者の中には、従来の生産のみから、加工、販売までを行う多角化・大規模経営を行うと共に、有限会社等法人化を進めている者が増加してきており、京都府においても全養鶏農家の5%の養鶏事業者が府内鶏の約80%を飼養している実態がある。それらの事業者の多くは、融資においてもJ A系統から銀行や信用金庫等一般金融機関へと移行してきているが、一般金融機関融資の債務保証においては中小企業信用保険法で「農業」が中小企業信用保険制度の対象業種にされていないこと等から、加工販売部門に係る融資のみ当該制度を活用している状況が見られるなど、時代の潮流に合致した融資制度となっていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	-	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b	-	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から検討を開始している。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b	-	先行事例を詳細に検証するなどして引き続き検討して参りたい。
z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	-	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b	-	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から検討を開始している。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b	-	先行事例を詳細に検証するなどして引き続き検討して参りたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z1000010	農林水産省、経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化(新規)	<p>〔農協共済関係〕 農業協同組合法 § 10、12、16、22 ・「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)</p> <p>〔漁協共済関係〕 水産業協同組合法 § 18、100の2、100の3、水産業協同組合法施行令 § 11</p> <p>〔森林組合共済関係〕 森林組合法第9</p>	<p>〔農協共済関係〕 ・ 農業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。</p> <p>〔漁協共済関係〕 水産業協同組合法及び水産業協同組合法施行令に基づき、必要な監督。</p> <p>〔森林組合共済関係〕 ・ 森林組合は林業に関する共済事業を行うことが可能であり、森林組合の行う事業については、森林組合法に基づき、必要な監督。</p> <p>〔検査関係〕 ・ 農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法及び左記通知により検査。</p>	c	-	<p>・ 員外利用・准組合員制度は、地域住民の利便、組合経営の安定に寄与するとの趣旨から設けられているものであり、廃止は困難である。なお、左記法令等に基づき各共済の員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理について、指導・監督を行っている。</p> <p>・ 購買・販売、信用、共済等各種事業を総合的に実施しており、経営の意志決定、法令遵守プロセス等は各種事業共通であるところが多く、それぞれの事業の実施に当たってもお互いのシステムを利用し合うなど、密接に結びついている。したがって、業務・会計の適正性を効果的に検証するためには、共済事業の検査だけを切り離し、他業態における共済事業の検査と一元化することは適当とは考えられない。</p>		<p>共済の趣旨に鑑み、基本的には当該共済の構成員のみによってその自治に基づき制度を運営すべきであり、それが困難であれば、事実上保険会社と同様の規制を設けるべきである。共済本来の趣旨に立ち返り、員外利用の是非等を再度検討し、示されたい。また、貴省の回答によれば、「地域住民の利便、組合経営の安定に寄与するとの趣旨」から本制度が設けられているとしているが、地域住民の利便性という観点であれば、既に保険会社においても十分なネットワークを有していると考えられるが、どうか。組合経営の安定の尺度から、共済制度の趣旨を曲げてまで、員外利用を認めるべきではないと考えるが、どうか。これらの点も踏まえ、検討されたい。</p>	c	-	<p>当省が所管する協同組合は、農山漁村等における主要な経済機関であり、当該地域の住民の経済生活に重要な役割を果たしている。このため、組合員の利用に支障のない範囲(組合員利用の5分の1まで等)で農山漁業者たる組合員等以外の者の利用を認めることとした方が、当該地域住民の利便に資するとともに、組合の経営上も有意義であり、ひいては組合員にも利益をもたらす場合がある。このようなことから、当該制度が設けられているものである。左記法令等は農山漁村における保険会社の参入を排除しているわけではなく、農山漁村に居住する者からすれば保険・共済の両方からの選択が可能な状況にあると考えている。また、員外利用は組合員の利用に支障のない範囲でのみ可能な制度であることから、共済制度の趣旨を曲げることはならないと考えている。</p>
z1000011	農林水産省	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条 同法施行令第13条</p>	<p>麦の政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。具体的には、家計の安定が図られる価格の範囲内で、外国産麦の売買差益を国内産麦に対する財政負担に充てるコストプール方式によることを基本に決定されている。</p>	c	-	<p>小麦については、国家貿易により安定供給が図られており、小麦と競合関係にある小麦粉・小麦粉でん粉等も国家貿易により管理されている。</p> <p>同じく競合関係にある小麦粉調製品・パスタ等の麦加工品についても一定の関税が賦課され、製粉企業の国際競争力の確保に十分留意し、運用されている。また、小麦の政府売渡価格については、食糧法のもと、外国産麦の売買差益を国内産麦に対する財政負担に充てるコストプール方式によることを基本に決定されているが、一方で、麦会計は大幅な赤字が継続し、多額な財政負担となっているのが現状である。</p> <p>外国産小麦の売渡価格のあり方については、現在、麦政策全般の見直しの中で検討されている状況であり、現時点で、今回の要望を措置することは困難である。</p>					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000010	農林水産省、 経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化[新規]	5056	50560174	11	(社)日本経済団体連合会	174	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化[新規]	各種法令で認められている共済事業について、共済としての特定性を明確化するとともに、対象範囲を限定すべきである。具体的には 員外利用の禁止、員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化、「准組合員」制度の廃止、「准組合員」制度が廃止できない場合は「准組合員」の基準厳格化、検査の一元化、を行うべきである。		特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならない。また、員外利用や「准組合員」制度を認める合理的な理由はない。上記要望項目の実現により、認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果がある。	特定の集団を対象にする共済事業において、その特定性が明確でない。また、員外利用や「准組合員」制度が合理的な理由なく認められている。
z1000011	農林水産省	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	5056	50560242	11	(社)日本経済団体連合会	242	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。		小麦については国家貿易が行なわれており、わが国の小麦需要量の約9割を外国産小麦が占めている。「規制の現状」にある通り、外国産小麦には70 - 80%の関税が課せられていると同様の状況であり、関税率20%前後の安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、製粉企業は国際競争力の面で非常に不利な状況に置かれている。また、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。「麦政策の再構築に向けた中間論点整理」(2004年8月11日)において、「現行のコストプールの方式については、国内産麦に係る財政負担の急増への対応と、安価な小麦粉調製品・小麦二次加工製品の輸入増の中での製粉企業の国際競争力の確保への対応をいかに図るかという課題がある」とされていることを踏まえ、検討すべきである。	生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の財源は、いわゆるコストプール方式によって外国産小麦の売買差益で賄われており、その結果、製粉企業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7 - 1.8倍となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000012	農林水産省	とうもろこしの関税割当制度の見直し	関税定率法第9条の2第1項 関税暫定措置法第8条の6第2項 関税割当制度に関する政令第1条、第2条第5項 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条	いもでん粉の原料であるばれいしょ及びびかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業を支える基幹作物である。また、収穫された原料は地元工場 ででん粉に加工されるなど、地域経済上も重要な役割を担っている。 このため、国内産いもでん粉と輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチの価格差を踏まえ、関税割当制度を講じているところである。	c		でん粉原料用のばれいしょ及びびかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保する必要がある。 現在、とうもろこし(播種用、爆裂種及び飼料用以外)の通常の関税は、50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率であるが、コーンスターチ用とうもろこしについては、関税割当制度の下で、国内産いもでん粉の購入を条件として、関税を無税とする措置を講じているところである。 この措置の下での、国内産いもでん粉の購入比率については、引き続き、需給状況に応じて適正に設定して参りたい。 なお、国内産いもでん粉については生産性の向上を図り、コスト低減に努めるとことにより、コーンスターチ用とうもろこしに係るユーザー負担の軽減に努めて参りたい。					
z1000013	農林水産省	砂糖の価格制度の更なる見直し	砂糖の価格調整に関する法律第3条、第5条～第8条、第19条、第20条	砂糖の原料であるてん菜及びさとうきびは、北海道及び鹿児島県、沖縄県の畑作農業における基幹作物であり、地元工場 で製糖されるなど、地域経済上重要な役割を担っている。 このため、砂糖を輸入する場合には、国内の甘味資源作物生産の振興や国産糖企業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため、輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。 一方、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付し、国産糖企業の健全な発展を期するとともに、甘味資源作物生産農家の農業所得の確保を図っている。	c		国内産糖の製造コストを削減し、砂糖の内外価格差の縮小に資するよう、2000年10月から、現行の糖価調整制度を導入したところである。これにより、国内産糖及び甘味資源作物の価格形成の仕組みについては、砂糖の需給、価格動向等の市場評価を反映させることにより、主体的なコスト削減を促進していくこととされた。(例えば、最低生産者価格については、農業バリエティ指数に基づく算出方法から、生産条件や需給事情等を参酌して定める方法に変更された。) なお、現在、市場原理の導入など、現行の糖価調整制度・施策の在り方について幅広く検討を行っているところであり、引き続き、最低生産者価格及び国内の砂糖価格の引き下げに努めてまいりたい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000012	農林水産省	とうもろこしの関税割当制度の見直し	5056	50560243	11	(社)日本経済団体連合会	243	とうもろこしの関税割当制度の見直し	コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との抱き合わせ比率を緩和すべきである。		同様の要望に対する6月集中受付月間の農林水産省回答には、「でん粉原料用のばれいしょ及びかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保するため、一定の国境措置が必要である」とあるが、WTO国際交渉の進展等も踏まえ、今後はわが国農業の構造改革を推進し、競争力のある農業経営が相当なシェアを担う農業構造をつくっていかねばならない。よって、関税等の国境措置は縮小・廃止する方向で見直す必要がある。 なお、これらが縮小・廃止された場合に影響を受ける一定の農業経営に対しては、所得減を補償する品目横断的な直接支払いなど、既存の農業予算の組換えにより、国内措置として新たな支援策を導入するべきである。	コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度のもとで、国産いも澱粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置が講じられている(国産いも澱粉1の購入に対して12のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当枠)。
z1000013	農林水産省	砂糖の価格制度の更なる見直し	5056	50560244	11	(社)日本経済団体連合会	244	砂糖の価格制度の更なる見直し	現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。		「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。	砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z1000014	農林水産省	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入	農地法第2条第7項 構造改革特別区域法第27条	農地の権利を取得できる法人は、原則として、法人形態要件、事業要件、構成員要件及び業執行役員要件の4つの要件を満たす農業生産法人に限定されている。 なお、構造改革特区にあっては、農業生産法人以外の法人であっても、農地法の特例により地方公共団体等から農地を借り受けることが可能となっている。	b() c()		農地の権利取得は、農地をきちんと農業に使うことができる者に認める必要がある。他方、株式会社は一般に株主次第で経営方針が変わり、事業が一定しない。このため、農地の権利を取得しようとする株式会社は、例えば、農業の継続が図られ、かつ、農業に携わる方が中核になっているなど、農業生産法人の要件を満たす必要がある。 一般の株式会社等に農地の所有権取得を認めることについては、現段階では弊害の有効な歯止め策が見当たらず、困難である。 構造改革特別区域法による特例措置において、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において、市町村等との協定締結を条件とし、協定に違反すればリース契約を解除する条件で、リース方式での一般の株式会社等の農業参入が可能となっている。これらの措置については、弊害の発生が認められなければ全国展開するとされている。リース特区については、調査の結果弊害の発生は認められなかったことから、今後、評価委員会による評価を待った上で、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、次期通常国会に所要の改正法案を提出する予定である。		回答では、構造改革特別区域法による特例措置について、「今後、評価委員会による評価を待った上で、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、次期通常国会に所要の改正法案を提出する予定」とのことであるが、現在の検討状況を踏まえ、実施時期について示されたい。	b() c()	評価委員会による評価を待った上で、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、今年度中に所要の改正法案を国会に提出するべく検討中である。	
z1000015	農林水産省	国産ビール大麦の品質規格の見直し	農産物検査法(昭和26年法律第144号) 農産物検査法(平成7年政令第357号) 農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)	ビール大麦は、契約数量、契約価格及び品質等の契約栽培基本条件について、生産者(団体)と実需者団体との間で3年ごとに自主的に協議・決定を行って契約等により流通している。その民間同士の契約の中で、農産物検査法の品位等検査を義務付けている。 ビール大麦の検査規格は平年作を想定した1・2等と風水害、病虫害など災害を受けたときに生産される品質を想定して設けられた等外上に区分されている。 現在の農産物検査規格では、たんばく質含量については、成分検査項目として米穀及び小麦について任意検査として実施されているが、ビール大麦は対象とされていない。 農産物検査規格については、規格の設定、変更又は廃止をしようとするときは、農林水産大臣が農産物検査法第11条第3項の規定に基づき農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び意見を聴き、定めている。	b	たんばく質の導入及び整粒歩合の改正	要望内容の粗たんばく質含量の項目及び整粒歩合を95%以上とすることについては、既に生産者団体とビール酒造組合との間で交わされている契約栽培基本条件の受入品質基準に盛り込まれているとともに、農産物検査の結果いかに関わらず基準を満たさない麦については、返品も含め契約当事者間で処理されていると聞いている。 等外上については、契約栽培基本条件においても、災害等のやむを得ない事情により発生した場合に限り、県別、契約会社別の等外上麦買入限度数量を実需者と生産者側で協議し決定することとされており、実需者は、この買入限度数量を超えた買入れは行う義務はないと聞いている。 また、品質不適当なものについては、契約当事者間で協議の上、処理されていると聞いている。したがって、農産物検査の検査結果をもって直ちに買入れの対象となっているものではないと考えられる。 なお、農産物検査規格を変更するためには、農産物検査法に基づき関係者の意見を聴き、同意により変更することとされており、今般、農産物検査規格の見直しが行われたことを踏まえ、農産物検査法に基づき関係者の意見を聴き、検討して参りたい。		回答では、農産物検査規格の変更について、「今般、農産物検査規格の見直しが行われたことを踏まえ、農産物検査法に基づき関係者の意見を聴き、検討」とのことであるが、本要望に関する具体的な検討内容、及び実施時期について、更に検討の上、示されたい。	b	1 16年度 国産ビール大麦に関するデータ収集を実施 関係者(生産者団体、実需者団体、以下同じ。)から以下について、 国産ビール大麦の農産物検査規格に関する意向の聴取 ビール大麦の成分検査の検討(粗蛋白含量の導入の検討) 品位等検査関係:整粒歩合等 2 17年度以降 各関係者の農産物検査規格の改正意向の整理 データの整理 関係者の技術レベルの意見交換を実施 関係者の技術レベルで同意が得られる項目について、順次、農産物検査法に基づく規格検討会を開催	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000014	農林水産省	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入	5056	50560245	11	(社)日本経済団体連合会	245	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入	<p>農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。</p> <p>少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。</p> <p>現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。</p>		<p>株式会社形態での農業経営は、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保面、コスト面などさまざまな面で有利であるが、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難である。新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた「中間論点整理」において、「農地の権利移動規制については、()農地の権利取得時に求められる要件が厳しく、意欲ある人材の農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである、()農業生産法人制度についても、事業範囲等についての要件が厳しく、事業の多角化や農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである、等の意見を踏まえ、農地の効率的な利用を促進する観点から、規制の在り方の検討を行なう必要がある」とされていることを踏まえ、要望の早期実現を要望する。</p>	<p>農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに厳しい要件が課されている。</p> <p>構造改革特別区域法により、農業生産法人以外の株式会社によるリース方式による農業への参入の道が開かれたが、対象地域が耕作放棄地や効率的利用を図る必要がある農地等が相当程度存在する地域に限定されるなど制約が多い。</p>
z1000015	農林水産省	国産ビール大麦の品質規格の見直し	5056	50560246	11	(社)日本経済団体連合会	246	国産ビール大麦の品質規格の見直し	<p>農産物規格規程のビール大麦の品位規格において、</p> <p>粗蛋白含量の項目を新たに導入すべきである。</p> <p>整粒歩合を95%以上(2.5mm縦目ふるい)に強化すべきである。</p> <p>等級から「等外上」を削除すべきである。</p>		<p>国産ビール大麦の品質向上につながり、業界の望む品質の原料を入手することが可能になる。</p>	<p>ビール大麦の品質に関する国の規格と、業界と生産者団体間の契約()に定めた規格の整合性が取れていない。具体的には、ビール業界と生産者団体間の契約において定めた品質規格を国の規格が下回っているため、生産者における品質改善の取組が遅れる原因になっている。また、等外上麦は災害等やむを得ない状況で発生した場合のみ購入する契約となっているが、国の検査でビール大麦として合格しているため、買入れざるを得ない状況にある。</p> <p>ビール酒造組合、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会および全国主食集荷協同組合連合会は、国産ビール大麦の品質向上を目指して、3年毎に、ビール大麦の契約栽培基本条件に関する覚書を交わしている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z1000016	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	関税法、家畜伝染病予防法、植物防疫法等	動植物を輸入する場合には、動植物検疫を受け、合格した旨を税関に示さなければ通関できない。	b		<p>1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。</p> <p>2. 外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海上交通の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」については、関係府省が連携して、次期通常国会へ同条約を提出すべく検討を行っている。検討に際しては、FAL様式の採用を含め、簡易化等の措置を講じた上で締結することを予定している。</p>		FAL条約の平成16年度中の批准に向けて、とあるが、具体的なスケジュールについて示されたい。また、最適化計画についても、策定に至る具体的なスケジュールを明確に示されたい。	b	-	<p>FAL条約の締結については、次期通常国会への提出、平成17年秋頃の締結を予定している。</p> <p>輸出入及び港湾・空港手続関係業務等の最適化計画の策定については、最適化に係る見直し方針の策定を平成17年6月までに行なった後、平成17年度末までのできるだけ早期に最適化計画の策定を行うこととしている。「電子政府構築計画」においても、平成17年度末までのできる限り早期に策定することとしていることから、このスケジュールに沿うよう、関係府省と検討を進め早期策定に向け努力していききたい。</p>
z1000017	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c	-	<p>契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。したがって、契約内容の明確化を図るという趣旨により交付を求めている契約時交付書面を、投資家は契約書により内容を把握しているという理由で撤廃することは困難である。</p>					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000016	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	5076	50760003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できるも項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。	
z1000017	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5086	50860021	11	社団法人リース事業協会	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000017	金融庁、農林 水産省、経済 産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	商品投資に係る 事業の規制に関 する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c	-	契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 したがって、契約内容の明確化を図るという趣旨により交付を求めている契約時交付書面を、投資家は契約書により内容を把握しているという理由で撤廃することは困難である。					
z1000018	金融庁、農林 水産省、経済 産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	商品投資に係る 事業の規制に関 する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。 投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差はないものの、商品ファンドが主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。 このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z1000017	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5092	50920021	11	オリックス株式会社	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	
z1000018	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5086	50860022	11	社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の業務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資家がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしうる時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000018	金融庁、農林 水産省、経済 産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	商品投資に係る 事業の規制に関 する法律第19条	商品投資販売者と商品投資 契約を締結した顧客は契約成立 時交付書面を受領した日から起 算して10日を経過するまでの 間、書面によりその契約の解除 を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリ ングオフ規定を設けているのは、 商品投資の仕組みが複雑であ るため一般の投資者がそれを十 分に理解しないまま契約を締結 したり、販売業者の勧誘によっ て冷静な判断をしないまま契約 締結に至る事態が想定されるこ とから、投資家に対して契約締 結後一定期間は意志決定の再 確認をしようとする時間的余裕を 与えることとするためである。 投資信託との比較においては、 理解しないまま契約締結するお それについて格差はないもの の、商品ファンドが主としてレバ レッジ効果のある商品先物によ り運用されること等から、一般 的にはよりハイリスク・ハイリ ターンという特性があり、販売 業者によってより利殖性が強 調されやすいものと認められ る。 このため、現状において、投 資信託と比較しても、法目的 である投資家保護の観点から、 クーリングオフ規定を撤廃する ことは困難である。					
z1000019	全省庁	クレジットカード決済による支払 業務	なし	一部実施済	d	なし	海外出張に要する経費の一部 についてクレジットカード決済 を実施済である。		要望の趣旨は、職員の個人所 有のクレジットカードの利用促進 ではなく、貴省がカード会社と契 約し、クレジットカードを職員に 交付するまたはそのカードで物 品購入を行うといった民間企業 で使用されているいわゆる「コー ポレートカード」の使用を求めて いるものである。 この点を踏まえ、要望者より以 下の通り意見が提出されており 再検討願いたい。 「一部について実施しているの ことだが、どの部分(旅費?物品 購入?上限金額?購入品目? 等)に限定されているのか、また それはどのような理由によるの か、これらを拡大する場合には どのような条件が整う必要があ るのか、明示して頂きたい。」	d	-	海外出張に要する経費の一部 について使用しているクレジット カードは、コーポレートカードで ある。 また、このクレジットカードに上 限金額は設定していない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z1000018	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5092	50920022	11	オリックス株式会社	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
z1000019	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000020	農林水産省	備え付け議事録等の電磁的方法による対応	農業協同組合法 第35条第1項及 び第2項 第36条第1項及 び第8項		d	l	書面の保存義務については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び関係法令がH17年4月1日から施行されることから、電磁的方法による対応が可能となる予定。					
z1000021	総務省、文部 科学省、経済 産業省、農林 水産省	国委託事務の精算を廃止(渡し きり交付金制度の導入)	統計法 地方自治法 地方財政法等	統計法、地方自治法及び地方 財政法の規定により、国がもっ ぱらその用に供することを目的 として行う統計及び調査に要す る経費については、国が措置す べきものとされており、適正に都 道府県、市区町村に交付されて いるところ。剰余金が生じた場合 は、返還されている。	C	l	統計調査委託費は、もっぱら 国の利害に関係する事務に要 する経費は当然に国が負担す べきものであることを踏まえ、国 において委託費として交付して いるものであり、交付金化になじ むものではない。また、国が委 託費として交付したものを、他の 用途に充てることは適当でない。 なお、当該統計調査の実施に 要する経費に充てられる限り、 弾力的な執行が可能となっている。	委員より以下の通り意見が提出 されており再検討願いたい。 当提案は、委託金か交付金かの種 別上の問題を言っているのではな く、実額精算方式の廃止を求めるも のである。地方公共団体は、政府が 推進する三位一体改革に対応し、 創意工夫による自立的行財政運営 への努力を重ねている。しかし精算 方式の国委託事務事業は、こうした 努力へのインセンティブを持たず、 結果として膨大な国費が非効率的 に費消されていると言わざるを得な い。 回答は「弾力的執行が可能」と言 うが、あくまでその委託事務の範囲 であり、狭い使途範囲での「使い切 り」となっている現状は否定できない 事実である。また回答は、「国が委 託費として交付したものを他の使途 に充てることは適当でない」としてい るが、節約により生じた剰余を一般 財源化することが不適当とする根拠 がどこにあるのか伺いたい。事実そ のように国の委託事業全般が実額 精算されているとすれば、民間事業 者等は、国から事業受託することは 極めて困難となる。 国税の多くは、補助負担金、交付 金等を通じて地方公共団体におい て執行される。国民の負担する血税 を最も有効に活用するため、地方の 自助努力、創意工夫を生かす制度 への改革をあらためて強く求める。		C	l	農林業センサス委託費は、地方 財政法第10条の4の規定により国 庫が負担することとされており、 2005年農林業センサス委託費取扱 要綱(平成16年5月26日付け統計 第225号農林水産事務次官依命 通知。以下「委託費取扱要綱」とい う。)に基づき交付しているものであ る。 交付額に不要分が生じた場合は 委託費取扱要綱第9により返還す ることとなり、この経費を目的 外に支出することは許されない。こ のような農林業センサス委託費の 性格を御理解いただきたい。 また、費市御指摘のとおり、税金 を有効に活用することは当然のこと であり異論はないが、農林業センサ スの実施に関する事務を法定受託 した各地方公共団体の創意工夫に より節約された残額は、国の予算で ある以上、国の事業に有効に活用 されるべきものである。 農林業センサスの結果は地方交 付税の算定に用いられるなど各種 行政施策の実施に必要な不可欠な ものであり、今後も農林業センサス の実施には万全を期していただく とともに、農林業センサス委託費が適 切に執行されるようお願いしたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000020	農林水産省	備え付け議事録等の電磁的方法による 対応	5107	51070011	11	全国農協中央会・農林中央金 庫	11	備え付け議事録等の電磁的方法による対応	主たる事務所、従たる事務所での定款・規 約・規程・議事録、組合員名簿等及び事業 報告書等の備え置きについて、電子的記録 の作成をもって対応が可能となるようにす る。		理事は、定款、規約、信用事業規程等を 各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に 備えて置かなければならない。また、総 会、理事会及び経営管理委員会の議事録を 10年間主たる事務所に、その謄本を5年間 従たる事務所に備え置かなければならな い。農協法上、電磁的記録の作成について の定めがない。 農協法上必要とされる書類の作成を電磁 的方法によることができれば、書類作成及 び管理費等のコスト削減が期待できる。	
z1000021	総務省、文部 科学省、経済 産業省、農林 水産省	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交 付金制度の導入)	5118	51180003	11	埼玉県草加市	3	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制 度の導入)	国による市町村への委託事務に係る委託金 (交付金)について、市町村の経費節減努 力に報い、かつ国費の有効活用をはかるた め、これを精算なしの「渡しきり交付金」 へと改めることを提案する。	国指定統計調査事務、国政選挙事務等、国 の委託事務については、国が標準的な仕 様、単価等をもとに算出した委託金を、受 託市町村等に渡しきるものとする。市町村 等は、この仕様の範囲内で受託事務を遂行 し、残余が生じたときは、当該年度または 翌年度に繰り越して、別途の費目に充当す ることができるものとする。 これにより、 受託市町村の経費節減努力を促し、当 該事業の効率的な執行が期待できる。 「使い切り主義」による冗費の発生を 抑止でき、残余金を市町村が有効活用す ることを通じて結果として国費の有効活用と なる。 市町村の創意工夫を通じて、国は委託 事務の仕様等を改善することができる。 国、都道府県、市町村それぞれに生じる 精算事務をなくせる。	国による市町村への委託事務は、国政選挙 や各種の統計調査事務等、多数にのぼる。 その経費を国が交付しているが、事務終了 後に精算する方式をとっているものが多 い。特殊な場合を除き、不足した場合に交 付金が増額されることはないが、使い残し が生じたときは全額を返還しなければなら ない。このため節減意欲が働きにくく、委 託事業の限定された用途の範囲で、全額を 使い切ることが慣行化している。 この点について、委託事務の効率的執行を 促し、かつ国費の有効な活用をはかる観点 から、「渡しきり交付金制度」への転換を 提案する。 「渡しきり交付金」については、中央省庁 等改革の推進に関する方針(平成11年4 月27日、中央省庁等改革推進本部決定) の中で、独立行政法人の事業運営のための 交付金制度として導入がはかられたところ であり、用途の内訳を細かく特定せず、か つ予定以外の用途に充てることや、翌年度 繰越を認めたものとなっている。 この方式を市町村への委託事務にも適用す ることにより、節減努力を促し、結果とし て国費の有効活用がはかれる。またこの ことは、市町村、都道府県、国それぞれに 生じる精算等事務の合理化にもつながる。 間近に迫った国勢調査には巨額の国費が投 入される。国政選挙に投じられる国費も大 きなものがある。これらを有効に活用し、 かつ地方のコスト意識や創意工夫力を高め るためにも、「渡しきり交付金方式」への 転換を実現したい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000022	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	共済への民間保険会社と同様の 規制制度の適用(認可共済)	【農林水産省所 管の共済関係】 農業協同組合法 § 10、10の2、11 の5、11の7～11 の22、11の33～ 11の46、11の 49、11の50、30、 51、54の2、54の 3、93～95の2、 97の2 水産業協同組 合法 § 34、123の2 農業協同組合共 済事業指導要綱 (昭和32年6月15 日付け32農経第 3313号農林事務 次官依命通知) 「水産業協同組 合共済事業制度 の運用について」 (昭和59年1月23 日付け 59水漁第 66号水産庁長官 通知)	農林水産省は、農業協同組 合法、水産業協同組合法及び左 記通知に基づき、必要な監督。	c、f	-	・ 従来から、農業協同組合法、 水産業協同組合法及び左記通 知に基づき、実態として保険会 社と同等の監督を行ってきたと ころであり、さらに、農協の共 済事業については、本年6月18 日に公布された「農業協同組 合法及び農業信用保証保険法 の一部を改正する法律」におい て、早期是正措置の導入や共済 契約者の保護を充実するための 措置等保険業法に準じた規 制監督措置を導入したところ。 ・ 協同組合が法人税率上優遇 されているのは、組合員の相互 扶助の理念により共同で販売や 仕入などの事業を行う法人で あり、民間の会社とは異なった 目的・性格を有する組織である ことに着目したものである。こ のため、協同組合に相当する 「事業」を行っているという側 面だけを捉えて民間法人の法人 税率と比較するのは適当では ない。		「保険」であっても「共済」であ っても、一般消費者から見れば、 万一の場合の経済的備えに対 する期待は同じであり、契約者 保護の重要性に変わりはない。 保険・共済契約は商品内容が無 形で複雑、長期にわたり保険金 等の支払の確実性を確保するこ とが必要といった特性があるた め、各監督官庁において契約者 保護のためのルールが整備さ れているところであり、契約者保 護のためのルールが保険業等 と異なるままでよいとする理由に はならないと考える。共済事業 の大規模化、共済商品の多様 化といった実態を踏まえれば、 その財務の健全性等について、 組合員自らが判断することは困 難な状況となっており、財務の 健全性等を確保するルールにつ いては、保険業法等と整合的な ルールを整備することが必要と 考えられる。上記を踏まえ、保 険業等と整合的な契約者保護 ルールの整備について、改めて 検討されたい。	c、f	-	従来から、左記法令等に基づ き、実態として保険会社と同等 の監督を行ってきたところであ り、さらに、農協の共済事業に ついては、本年6月18日に公布 された「農業協同組合法及び農 業信用保証保険法の一部を改正 する法律」において、財務の健 全性を確保するルールを整備 したところである。また、同種 の事業である漁協の共済につ いては、JFグループの事業・組織・ 経営改革に向けた自主的な取 組がなされているところであり、 今後とも共済事業における契約 者保護についても適切に担保さ れるよう監督してまいりたい。
z1000023	農林水産省	非検疫生物リストの拡充	植物防疫法第5 条の2	1 植物の病害虫は一旦侵入・ 発生すると急速かつ広範にまん 延することから、農作物等に甚 大な被害をもたらすおそれがあり、 農業生産に多大な影響を与 えかねない。このため、我が国 への病害虫の侵入を未然に防 ぎ、我が国の農作物等を病害虫 から守ることを目的として、植物 防疫法に基づき、全国の主要な 海港や空港において輸入される 植物等に対して検疫を実施して いる。 2 国内に広く分布し、国による 発生予察事業等の対象とされて いない等、検疫措置の対象外と することが適当と考えられる病 害虫を選定し、非検疫有害動植 物のリストを定めている。	b	III	1. 当該要望は、本年11月10 から12日に開催された日・EU 規制改革対話(東京)でも技術 的な協議を行ったところである。 2. 当該要望は、両国植物検疫 当局間で科学的根拠及びデー タに基づいた技術的な協議によ り問題解決を図る必要があり、 ICPM(植物検疫措置に関する暫 定委員会)や日・EU規制改革対 話等の場で双方の植物検疫専 門家間で協議を行っていくこと が肝要であると考えます。	回答では、「当該要望は、両国 植物検疫当局間で科学的根拠 及びデータに基づいた技術的な 協議により問題解決を図る必要 があり、ICPM(植物検疫措置に 関する暫定委員会)や日・EU規 制改革対話等の場で双方の植 物検疫専門家間で協議を行っ ていくことが肝要」とのことだが、 本要望に関する具体的な検討内 容、及び実施時期について、更 に検討の上、示されたい。	b	-	本年3月7日から10日には 第32回SPS委員会(衛生植物 検疫措置委員会)が、4月4日 から8日にはICPM(植物検疫措 置に関する暫定委員会)などの 会議が予定されており、これら の場において植物検疫専門家 間での協議が行われることにな ると考えている。 また、諸外国からの要望等も 踏まえ、植物検疫措置の見直し に向けた植物防疫法施行規則 の一部改正等を予定しており、 パブリックコメント(平成16年12 月27日から平成17年2月25日 まで)及びWTO/SPS通報(平成 17年1月4日から3月4日まで) を現在行っている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z100022	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用(認可共済)	5120	51200026	11	欧州委員会(EU)	26	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用	3a. 共済は、免許を受けた民間保険会社と同じ規制制度を適用すべきであり、新規引き受け業務を展開するために規制および課税に関する特権的な地位を利用することを控えるべきである。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券) による。
z100023	農林水産省	非検疫生物リストの拡充	5120	51200060	11	欧州委員会(EU)	60	非検疫生物リストの拡充	EUは日本側の非検疫生物リストが拡大され、切り花、承認済培養土で育成された鉢植植物、果実および野菜に付着するすべての無害生物を含むようになることを要請する。第1段階としてEU側から特にリクエストのあった9生物がリストに追加されるべきである。同時に非検疫リストに含まれていないクオリティウィルスに対する許容レベルも引き上げられるべきである。これらの許容レベルはすべてのEU加盟国に便益をもたらすものでなければならない。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.4.2食品安全および農産物/切り花、承認済培養土で育成された鉢植植物、果実、野菜の輸入 - 日本の非検疫生物リスト による。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000024	農林水産省	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認		<p>EU、各加盟国に発生する動植物の疾病及び病害虫の種類及び発生状況が異なっていること</p> <p>検疫業務は各加盟国の検疫当局が行っており、統一規則が制定されているとはいえ、各国の検疫体制及びその技術水準が均一ではないことから、我が国の各国に対する検疫上の要件もそれぞれの状況に応じて設定している。</p>	c		<p>EUの要望がEU域内を一つの検疫単位として取り扱い、ある加盟国で認められた検疫措置を他の加盟国にも自動的に認めるべきとの主張であれば、</p> <p>EU、各加盟国に発生する動植物の伝染性疾病・病害虫の種類及び発生状況が異なっていること</p> <p>各国の検疫体制及びその技術水準が均一ではないこと</p> <p>EU域内への輸入又はEU域外への輸出に関し、欧州委員会の交渉権限の範囲、欧州委員会と加盟国動植物検疫当局との権限の関係等が明らかでないことから、EUを一つの検疫単位として扱い、加盟国ごとに現在認めている各措置をそれ以外の加盟国に自動的に認めることは、新たな動植物の伝染性疾病・病害虫の侵入防止を図る観点から適当ではないものと考えている。</p> <p>さらに、当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、従来どおり日・EU規制改革対話の専門家会合等の場で協議を行うことが適当と考えている。</p>					
z1000025	農林水産省	SPS認証の迅速化		<p>我が国未発生で我が国に侵入した場合、農業生産に著しい被害を及ぼす重大病害虫の発生国からの当該病害虫の寄主植物の輸入は、植物防疫法に基づき禁止している。輸入解禁のためには、輸出国側より重大病害虫の侵入防止措置(殺虫処理、病害虫無発生地域等)が開発され、その有効性が日本側植物検疫当局により確認される必要がある。</p>	e		<p>提出された技術データの検討は速やかに行い、回報しており、EUが指摘するように不当に手続きを遅延させていることはない。</p>					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z100024	農林水産省	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認	5120	51200061	11	欧州委員会（EU）	61	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認	EUは、EUにおいて届け出るべき疾病が発生した場合には、日本が地域主義に関して欧州レベルで取られた法的な決定を信頼することを要請する。このようなEU決定において認められたいかなる疾病・害虫清浄地域は、25のすべての加盟国における精査を経たものである。この分野における決定はEUからの産品を輸入する際の措置の適用をする際に認められるべきでもある。少なくとも、日本政府と欧州委員会は早い時点で、このような認識に到達するための、実務的なプロセスを構築すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 3.4.3食品安全および農産物/動植物製品に関してEUを単一市場と認知することによる。	
z100025	農林水産省	SPS認証の迅速化	5120	51200062	11	欧州委員会（EU）	62	SPS認証の迅速化	EUは、日本に対して、IPPCに基づき、非検疫生物リストを拡大し、果実、野菜、切り花および鉢植植物に見られるすべての無害生物を含めることを要請する。より詳細には、特にいくつかの未解決の現要望（イタリア産の果実と野菜-特にオレンジのタロコ種と、ハンガリーおよびギリシャ産の果実と野菜）および他の未解決のケースに関して過度に遅延することなく、輸入要請の手続きを進めることを要請する。SPS認証は、今後速やかに、遅滞なく行われるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 3.4.4食品安全および農産物/生鮮果実および野菜の輸入を承認する規制手続きによる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000026	農林水産省	国家貿易機関の役割の見直し	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条、42条、46条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条、14条、14条の2、14条の3、14条の4	WTO協定に基づき、米麦や乳製品について国家貿易機関による輸入を実施	c		国民に対して、食料を安定的に供給することは国の基本的責務であり、我が国は、国内の農業生産や国民の食生活に占める地位に鑑み、極めて重要な品目については政府の責任において国内需要に見合う量を適切に輸入し、安定的な価格で国内市場へ供給する観点から、国家貿易機関による輸入を実施しているところである。この国家貿易機関はWTO協定上認められた存在であり、輸入の実施に当たっても、WTO協定に基づき適切に行なっているところである。従って、要望の措置は困難である。					
z1000027	財務省、農林水産省	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	関税暫定措置法第7条の5	—	f	—	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象となり得ない。	関税暫定措置法				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z1000026	農林水産省	国家貿易機関の役割の見直し	5121	51210001	11	オーストラリア	1	国家貿易機関の役割の見直し	オーストラリアは、日本の消費者価格が市場力をできる限り制約しない形で決定されるような対策を日本が採用することを希望する。そのため、我々は、日本に対し下記の件を要望する。 食料市場への歪曲化された影響を検討し、そうした影響を消滅させる見直しを促すべきである。 食料消費者が、世界価格に近い価格で輸入品と国内産品を自由に選択出来ることにより、食料品の自由貿易による恩恵を確実に受けられるようにすべきである。 こうした見直しの結果を公表すべきである。	オーストラリアは、日本の規制緩和推進計画のもとで、これまですべての要望書で国家貿易機関の問題を提起してきた。オーストラリアは、今日までに日本政府から受け取った回答により、提起された問題の幾つかに対し日本政府が取り組んできたことを認識している。しかしながら、オーストラリアは、国家貿易機関の運営、特にこうした機関が日本の消費者がより低価格の食料品から受けられる恩恵を剥奪していることに、依然として懸念を持っている。低価格は消費者に利益をもたらすし、改革をさらに支援し、経済効率を促進する。	農林水産省食糧部のような国家貿易の独占輸入機関は、価格設定(輸入のマーク・アップを含む)の権限を有し、貿易自由化により消費者が享受できる潜在的利益を否定している。さらに、農林水産省食糧部や、関与の度合いは少ないものの農畜産業振興機構(ALIC)は、ウルグアイ・ラウンド合意後も広範な裁量権を持って関税割当を管理し続けている。農林水産省食糧部によるコメ、小麦、その他穀物を含む全ての主食に対してや、農畜産振興機構を通じて行われる輸入割当(例えば乳製品)による直接的な管理を行う権力が及んでいる。	
z1000027	財務省、農林水産省	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	5121	51210002	11	オーストラリア	2	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	もし、BSEにより市場が混乱し、その後市場が回復するといった通常でない事情によって輸入がトリガーレベルを超過した場合、関税暫定措置法を改正し自動的なセーフガード発動条項を削除すべきである。これにより、日本の国会が裁量権を発揮し、そのような異常な状況においてセーフガード条項を発動するかどうかを決定できるようになる。	日本の国会は、毎年、様々な物品の関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を可決している。これに関連するのが、輸入が一定のセーフガード水準を越えると、関税が譲許税率に自動的に戻るといった条件である。 輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントというレベルを超えると、日本は38.5パーセントの実行税率から50パーセントの譲許税率に引き上げる権利を有する。もしこのレベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き戻され、「スナッフバック」される。その税率は日本の年度末である3月31日まで、あるいは次年度の第一四半期まで継続する。 セーフガードは冷蔵・冷凍牛肉に対し別々に適用され、トリガー・レベルは四半期ごとの累計で計算される。即ち、当該年度の第一四半期と前年度の第一四半期の数字が比較され、当該年度の前半と前年度同期の数字が比較される。牛肉セーフガードの条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果に(付属書として)含まれた。この条項はすべての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。これは、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるという合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産産を輸入の急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の家畜牛にBSEが発見されたため、2002年に日本での牛肉消費が落ち込み、牛肉の輸入量が急激に減少した。2002年末から2003年初めにかけて、このような落ち込みから市場が回復し、牛肉の輸入も日本の消費者による需要の回復(特に冷蔵牛肉需要の回復)に呼応し、その結果輸入が117パーセントのトリガー・レベルを超えた。これにより、2003年8月1日に冷蔵牛肉に対してセーフガードが発動され、2004年3月31日までセーフガードが継続された。 2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済局)が実施した調査によると、牛肉セーフガードの発動は日本経済に140億円あるいは1億1600万米ドルの純損失、消費者に対しては310億円あるいは2億5700万米ドルの純損失をもたらすという試算がされた。日本の業界は損失覚悟でマージンを大幅に減らしたため、この数字は日本のビジネスに及ぼされる影響を含んでいない。2003年末にはカナダと米国でBSEが発見され、それにより日本が両国からの牛肉輸入を停止したため、2004年を通して牛肉の対日輸入量が再び大幅に落ち込んだ。 米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止されたため、2005年度のセーフガードのトリガー・レベルは例外的に低くなる(第一四半期のトリガー・レベルは冷蔵牛肉で61,467トン、冷凍牛肉で64,859トン)。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月以前に再開すると、2005年度に冷蔵・冷凍牛肉のセーフガードが発動されるかも知れない。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月に開始されると、2006年度の第一四半期に冷蔵・冷凍牛肉のセーフガードが発動される可能性が有る。 オーストラリアの牛肉産産は、米国・カナダ産牛肉の輸入禁止により、日本の牛肉需要の増大に合わせて牛肉を供給できるよう努力してきた。オーストラリアは、日本政府による具体的な要求に十分応えるために、高級牛肉を日本の消費者に確実に供給できるように務めてきた。しかしながら、オーストラリア産牛肉(そしてその他の輸入牛肉)に対して自動的にセーフガードが発動されることが予測されており、結局このことは供給を混乱させ、消費者が支払う価格に影響を及ぼすことになる。 そのような「異常な」状況のもと、セーフガードを発動するための法律の運用は、明らかに日本にとっても牛肉供給国にとっても利益にならない。セーフガード条項は輸入の急増から守るためのもので、米国・カナダ産牛肉の輸入再開による輸入急増は、市場が混乱した	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000028	農林水産省	日本国外における有害動植物 処理に関する監督行為の見直し		日本への輸入が禁止されている 植物を、殺虫処理等現地(輸出 国内)における検疫措置の実施 を条件に輸入解禁する場合、輸 入解禁条件の一つとして我が国 植物防疫官による現地における 当該検疫措置の実施確認を義 務付けている。	b	III	我が国植物防疫官が殺虫処理 等現地(輸出国内)における実 施確認は、輸入禁止品のリスク を排除するための重要な措置の 一つであり、輸入禁止品の我が 国への侵入リスクを回避する観 点から問題がないことが確認さ れない限り、これを廃止するこ とはできない。このため、我が国 植物防疫官の現地確認に代わ る具体的な確認方法について は、これまでの豪州における検 疫措置の実施の経験を踏まえ、 より効率的な方法を日豪植物検 疫定期協議等の場において植 物検疫当局間による検討を行っ ているところである。		回答では、「我が国植物防疫 官の現地確認に代わる具体的 な確認方法については、これま での豪州における検疫措置の 実施の経験を踏まえ、より効率 的な方法を日豪植物検疫定期 協議等の場において植物検疫 当局間による検討を行っている ところ」とのことだが、本要望に 関する具体的な検討内容、及び 実施時期について、更に検討の 上、示されたい。	b	-	我が国植物防疫官の豪州現地 における殺虫処理等の確認に ついて、より効率的で現実的に 直ちに実行可能な方法として、 現在、豪州側から植物防疫官の 対応人数を削減するシステムに ついて具体的な提案を受け、協 議を行っているところである。現 在の協議がまとまり次第、試行 を開始することとしている。
z1000029	農林水産省	植物防疫法の見直し	植物防疫法第5 条の2	1 植物の病害虫は一旦侵入・ 発生すると急速かつ広範にまん 延することから、農作物等に甚 大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与 えかねない。このため、我が国 への病害虫の侵入を未然に防 ぎ、我が国の農作物等を病害虫 から守ることを目的として、植物 防疫法に基づき、全国の主要な 海港や空港において輸入される 植物等に対して検疫を実施して いる。 2 国内に広く分布し、国による 発生予察事業等の対象とされて いない等、検疫措置の対象外と することが適当と考えられる病 害虫を選定し、非検疫有害動植 物のリストを定めている。	b	III	1. SPS協定等の国際基準につ いては、我が国の植物検疫制度 のあり方を考える基盤になるべ きものとする。 2. 当該要望は、両国植物検疫 当局間で科学的根拠及びデータ に基づいた技術的な協議により 問題解決を図る必要があり、IC PM(植物検疫措置に関する暫 定委員会)や日豪植物検疫定期 協議等の場で双方の植物検疫 専門家間で協議を行っていくこ とが肝要であるとする。		回答では、「当該要望は、両国 植物検疫当局間で科学的根拠 及びデータに基づいた技術的な 協議により問題解決を図る必要 があり、ICPM(植物検疫措置に 関する暫定委員会)や日豪植物 検疫定期協議等の場で双方の 植物検疫専門家間で協議を行っ ていくことが肝要」とのことだが、 本要望に関する具体的な検討 内容、及び実施時期について、 更に検討の上、示されたい。	b	-	本年3月7日から10日には第3 2回SPS委員会(衛生植物検疫 措置委員会)が、本年度中には 日豪植物検疫定期協議が、4月 4日から8日にはICPM(植物検 疫措置に関する暫定委員会)な どの会議が予定されており、こ れらの場において植物検疫専門 家間での協議が行われることにな ると考えている。 また、諸外国からの要望等も 踏まえ、植物検疫措置の見直し に向けた植物防疫法施行規則 の一部改正等を予定しており、 パブリックコメント(平成16年12 月27日から平成17年2月25日 まで)及びWTO/SPS通報(平成 17年1月4日から3月4日まで) を現在行っている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z1000028	農林水産省	日本国外における有害動物処理に関する監督行為の見直し	5121	51210014	11	オーストラリア	14	日本国外における有害動物処理に関する監督行為の見直し	<p>オーストラリアの輸出基準の信頼性や、法的に実行可能な性質を有することや、日本の輸入検査の基準を考慮すると、日本政府は、オーストラリア国内で日本の植物防疫官が輸出前に立ち会うことを要求するという行政上の措置を見直すべきである。特に、商業上の選択次第で、我々は下記の選択肢の内どちらでも受け入れることが出来る。</p> <p>日本の植物防疫官による検査監督要件は、日本到着時に農林水産省の植物防疫官が行う検査に相当するものとし、この監督行為を以って完全な事前承認の手续へ移行すべきである。これにより日本の到着地での重複した検査の必要性が解消されるであろう。例えば、この手続きは日本の二十世紀梨がオーストラリアに輸出される際に取られている。</p> <p>または、オーストラリアの輸出管理法に基づいて実施される検査や認証を、現在日本で実施されている規制と同等のものとして行政上認めるべきである。</p>		<p>幾らかの果物・野菜の対日輸出対し、日本の植物防疫官による輸出前処理の監督が行われる行政上の要件に関して、オーストラリアは農林水産省と引き続き協議が行われていることを歓迎する。</p> <p>オーストラリアは、日本政府が動物・植物および人の健康の保護に必要な範囲の措置を実施するため、世界貿易機関(WTO)の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS Agreement)に準拠した主権を有することを承知している。</p> <p>しかしながら、オーストラリアは、日本政府から派遣される植物防疫官による輸出前処理の監督行為と、オーストラリア検疫検査局(AQIS)がオーストラリアの輸出管理法に基づいて行う検査や認証が重複していると考えられる。オーストラリア連邦法が規定する任務を遂行するAQIS検査官の能力と信頼性に対する日本側の欠如が対応に現れているのではないかと懸念している。人の健康と安全に関する日本政府の要件を満たすために行われている肉・乳製品の輸出検査は日本植物防疫官による輸出前確認の対象ではなく、これは日本の規制を確実に遵守するための効果的なシステムがオーストラリアにおいて満足に実施されているためである。</p>	
z1000029	農林水産省	植物防疫法の見直し	5121	51210015	11	オーストラリア	15	植物防疫法の見直し	<p>植物検疫に関する研究会報告書を受け、日本は、上記の点も含め、SPS協定の履行義務に反する植物防疫法の条項について広範な見直しを開始するべきである。</p> <p>有害動物が既に日本国内に存在し、国際植物防疫条約で定義された"official control"(公的防除)が行われていない場合は、輸入産品に対し水際で何らの措置も講じないことを正式に発表する政策声明を出すべきである。</p>		<p>オーストラリアは、日本政府が引き続き国際条約や協定の締約国としての権利を行使し、義務を果たそうとしていることを認識している。また、オーストラリアは、植物検疫に関する研究会においてこれらの問題に関する研究が行われたことを認識している。しかしながら、オーストラリアは日本の植物防疫法は不完全と考えるので、日本はSPS協定に基づく履行義務に違反するのではないかと懸念している。日本は、日本固有種で日本国内に広く分布する有害動物植物についての輸入品に対する処理は技術的に正当化できず、技術的な貿易障壁となっていることは明白である。オーストラリアが植物防疫法について特に懸念しているのは以下の点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> - "quarantine pest"(検疫有害動物)についての定義が、国際植物防疫条約(IPPC)と植物防疫法の間で明らかに異なり、関連法令においてさらに矛盾があること。 - 国際的に同意された"official control"(公的防除)の定義が、植物防疫法に含まれていないことや、また、植物防疫法において"指定有害動物"(designated pests)について定めた現在の条項はこの定義に不適合で、繁殖目的で輸入される植物を除いても、国際基準で裏付けられるものではない。 - 非検疫有害動物(non-quarantine pest)のリストは不十分なものであり、新しく有害動物を非検疫のリストに加えるための方法が煩雑であること。確認に必要とされる有効な記録が科学的・学術的文献に含まれているのに、63種の有害動物の現在リストには日本で自然に発生する多くの昆虫や病害が認められていない。 	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000030	農林水産省、 国土交通省	オーストラリアン サイプレスの JAS認定化	構造用集成材の 日本農林規格 (平成8年1月29 日農林水産省告 示第111号) 建築基準法	1 構造用集成材のJAS規格に おいては、JAS格付できる樹種 があらかじめ規定されており、 オーストラリアン サイプレスは この中に含まれていない。 規定された樹種以外の樹種に ついては、規定された樹種と同 等の性能を有する樹種であれば JAS格付できる旨の規定がある ものの、耐候性の評価など難し い問題があり、その同等性能を 評価するシステムの構築にまで 至っていない。 2 また、全てのJAS規格につい ては、JAS法に基づき、制定等 から5年を経過する日までに見 直しを行うこととなっており、現 在順次見直しを行っているところ である。 3 なお、建築基準法では、JAS 認定を取得していない材料を一 般的な住宅の土台に用いること を妨げていない。	1.b 2.e	1 構造用集成材のJAS規格に ついては、見直しの素案の検討 会を年内には開始することとし ており、その中で、当該オース トラリアンサイプレス及び同等性 能を評価するシステムについて も議論することとしている。 2 なお、JAS認定を取得してい ない材料を建築物の一般的な 住宅の土台に用いることは、現 行において可能であるので、ご 提案の要望理由に書かれてい る内容は事実誤認であると考え られる。		回答では、「構造用集成材の JAS規格については、見直しの 素案の検討会を年内には開始 する」とのことだが、本要望に関 する具体的な検討内容、及び実 施時期について、更に検討の 上、示されたい。	1.b	1 構造用集成材のJAS規格に ついては、見直しの素案の検討 会が昨年末(2004年12月)に開 始され、今後、検討会の中で、 当該オーストラリアンサイプレ スの接着強度等の性能及び同等 性能を評価するシステムについ ても議論することとしており、 2006年を目途に結論を得るべく 検討を進める予定である。		
z1000031	厚生 労働省、 厚生労働省、農 林水産省	栄養補助食品の自由化	関稅定率法 (第三条及び別 表)、関稅暫定措 置法(第二条及 び別表第一)	関稅分類上、栄養補助食品 (ビタミンをもととしたもの)は調 製食料品に分類され、12%又は 12.5%の關稅が適用される。医薬 品の關稅は無稅。	f	税制は規制の対象外であり、当 該要望は税制上の措置にあた るため、検討要望事項の対象と なり得ない。						

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000030	農林水産省、 国土交通省	オーストラリアン サイプレスのJAS認定 化	5121	51210022	11	オーストラリア	22	オーストラリアン サイプレスのJAS認定化	<p>日本がサイプレス集成材への最近の需要に応じるために、現行制度の下で提出された申請書の手続きを促進させる措置を考慮すべきである。</p> <p>日本が現行のJAS規格見直しの枠組みの中で、JAS認定のための申請手続きを進展させる新しい措置を導入すべきである。</p> <p>日本が現行のJAS規格の見直しの成果として、JAS認定のための手続きの概要を示した明確なガイドラインを作成すべきである。</p>	<p>オーストラリアは、JAS規格を見直す際に、集成材と単板積層材のJAS規格問題について重要な議論が進められると認識している。2004年6月に見直し手続きの一環として、オーストラリアはオーストラリアンサイプレスを建築用土台として認定することを農林水産省が検討するよう要望書を提出した。</p>	<p>日本市場における建築用土台としてのサイプレスへの需要は多い。しかし、オーストラリアのサイプレス関連企業は、日本市場に向け製品を提供したいものの、JASの認定がされていないためにそれが出来ないている。</p> <p>2003年10月の農林水産省との協議に基づいて、オーストラリアは、建築用土台としてオーストラリアのサイプレスのJAS認定を取得するため、2004年3月に申請書を提出した。</p> <p>2004年6月に発表されたJAS規格の見直しによる新しい手続において、申請書を再提出しなければならないという要件が手続きの一部として有るために、オーストラリアのサイプレスに関する申請の状況が2007年3月未まで多分明らかにされない状況にある。日本での需要が多い中で、申請検討期間が3年間にも及ぶことは、この製品を必要とする日本の企業に損失をもたらす、サイプレス製品を供給しようとするオーストラリアの企業にも多大な潜在的損失をもたらす。</p>	
z1000031	厚生 労働省、 厚生労働省、農 林水産省	栄養補助食品の自由化	5122	51220086	11	米国	86	栄養補助食品の自由化	<p>米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p> <p>米国への輸出用に日本で製造されている成分や補形薬の日本国内での販売を認める。</p> <p>栄養補助食品のラベルや宣伝広告に教育或いは情報提供目的の文の表示を認める。</p> <p>栄養補助食品の関税を同じ成分を含む医薬品と同等のレベルまで下げる。</p> <p>国際貿易推進のため国際的指針や基準の確立に向けコーデックス委員会の栄養問題に関する活動への参加を増やす。</p> <p>リスク評価を基にポテンシーリミットを決定する。</p>		<p>厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。2004年4月7日に設立された総合機構(PMDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、速度及び予見可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000033	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	根拠法のある共済について	<p>【農林水産省所 管の共済関係】 農業協同組合法 § 10、10の2、11 の5、11の7～11 の22、11の33～ 11の46、11の 49、11の50、30、 51、54の2、54の 3、93～95の2、 97の2</p> <p>水産業協同組合法 § 34、123の2</p> <p>農業協同組合共 済事業指導要綱 (昭和32年6月15 日付け32農経第 3313号農林事務 次官依命通知)</p> <p>「水産業協同組 合共済事業制度 の運用について」 (昭和59年1月23 日付け 59水漁第 66号水産庁長官 通知)</p>	農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。	c、f	-	<p>共済は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しあうという制度であることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われている保険業とは性格が異なる。このため、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要である。</p> <p>協同組合が法人税率上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的・性格を有する組織であることに着目したものである。このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて比較するのは適当ではない。したがって、保険会社と同様の規制・監督・負担がなじむものではない。</p> <p>なお、責任準備金については、各根拠法に基づき適正に積み立てられている。</p>		「保険」であっても「共済」であっても、一般消費者から見れば、万一の場合の経済的備えに対する期待は同じであり、契約者保護の重要性に変わりはない。保険・共済契約は商品内容が無形で複雑、長期にわたり保険金等の支払の確実性を確保することが必要といった特性があるため、各監督官庁において契約者保護のためのルールが整備されているところであり、契約者保護のためのルールが保険業等と異なるままでよいとする理由にはならないと考える。共済事業の大規模化、共済商品の多様化といった実態を踏まえれば、その財務の健全性等については、組合員自らが判断することは困難な状況となっており、財務の健全性等を確保するルールについては、保険業法等と整合的なルールを整備することが必要と考えられる。上記を踏まえ、保険業等と整合的な契約者保護ルールの整備について、改めて検討されたい。	c、f	-	従来から、左記法令等に基づき、実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところであり、さらに、農協の共済事業については、本年6月18日に公布された「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」において、財務の健全性等を確保するルールを整備したところである。また、同種の事業である漁協の共済については、JFグループの事業・組織・経営改革に向けた自主的な取組がなされているところであり、今後とも共済事業における契約者保護についても適切に担保されるよう監督してまいりたい。
z1000033	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	根拠法のある共済について	<p>【農林水産省所 管の共済関係】 農業協同組合法 § 10、10の2、11 の5、11の7～11 の22、11の33～ 11の46、11の 49、11の50、30、 51、54の2、54の 3、93～95の2、 97の2</p> <p>水産業協同組合法 § 34、123の2</p> <p>農業協同組合共 済事業指導要綱 (昭和32年6月15 日付け32農経第 3313号農林事務 次官依命通知)</p> <p>「水産業協同組 合共済事業制度 の運用について」 (昭和59年1月23 日付け 59水漁第 66号水産庁長官 通知)</p>	農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。	c、f	-	<p>共済は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しあうという制度であることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われている保険業とは性格が異なる。このため、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要である。</p> <p>協同組合が法人税率上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的・性格を有する組織であることに着目したものである。このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて比較するのは適当ではない。したがって、保険会社と同様の規制・監督・負担がなじむものではない。</p> <p>なお、責任準備金については、各根拠法に基づき適正に積み立てられている。</p>		「保険」であっても「共済」であっても、一般消費者から見れば、万一の場合の経済的備えに対する期待は同じであり、契約者保護の重要性に変わりはない。保険・共済契約は商品内容が無形で複雑、長期にわたり保険金等の支払の確実性を確保することが必要といった特性があるため、各監督官庁において契約者保護のためのルールが整備されているところであり、契約者保護のためのルールが保険業等と異なるままでよいとする理由にはならないと考える。共済事業の大規模化、共済商品の多様化といった実態を踏まえれば、その財務の健全性等については、組合員自らが判断することは困難な状況となっており、財務の健全性等を確保するルールについては、保険業法等と整合的なルールを整備することが必要と考えられる。上記を踏まえ、保険業等と整合的な契約者保護ルールの整備について、改めて検討されたい。	c、f	-	従来から、左記法令等に基づき、実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところであり、さらに、農協の共済事業については、本年6月18日に公布された「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」において、財務の健全性等を確保するルールを整備したところである。また、同種の事業である漁協の共済については、JFグループの事業・組織・経営改革に向けた自主的な取組がなされているところであり、今後とも共済事業における契約者保護についても適切に担保されるよう監督してまいりたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000033	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	根拠法のある共済について	5122	51220132	11	米国	132	共済について	全ての共済に民間競合会社と同一の法律、 税水準、セーフティネット負担条件、責任 準備金条件、基準および規制監督を適用す ることにより、共済と民間競業会社の間 に同一の競争条件を整備する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商 品を提供し、日本の保険市場において相当 な市場シェアを有している。共済には、保 険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規 制をしているものがある。また、全く規制 を受けていない共済（無認可共済）もあ る。無認可共済に対する規制制度の欠如及 び、その他の共済に対する弱い規制制度 は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに 保険契約者に提供する日本政府の能力を損 なうものであり、また、共済がビジネス、 規制及び税の観点から民間の競合会社に対 し大幅に有利に立つ要因となっている。	
z1000033	総務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省	根拠法のある共済について	5122	51220133	11	米国	133	共済について	米国政府は、現在、金融審議会の保険の基 本問題に関するワーキング・グループにお いて、無認可共済にかかわる議論が行われ ていることを歓迎するとともに、根拠法を 有する共済に関しても早い時期に同様の見 直しを開始されるよう求める。米国政府は さらに、これらの議論および関係省庁間の 議論がオープンで透明性のある形で行わ れ、また利害関係者（外資系を含む）が議 論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見 交換をする機会が提供されるよう求める。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商 品を提供し、日本の保険市場において相当 な市場シェアを有している。共済には、保 険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規 制をしているものがある。また、全く規制 を受けていない共済（無認可共済）もあ る。無認可共済に対する規制制度の欠如及 び、その他の共済に対する弱い規制制度 は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに 保険契約者に提供する日本政府の能力を損 なうものであり、また、共済がビジネス、 規制及び税の観点から民間の競合会社に対 し大幅に有利に立つ要因となっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1000034	農林水産省	検疫有害動植物の防除	植物防疫法第5条の2	<p>1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。</p> <p>2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。</p>	b	III	<p>1. ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)において採択されたガイドラインについては、我が国の植物検疫制度のあり方を考える基盤になるべきものと考ええる。</p> <p>2. 当該要望は、本年11月1、2日に開催された第20回日米植物検疫定期協議(東京)等でも技術的な協議を行ったところである。</p> <p>3. 当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、ICPMや日米植物検疫定期協議の場で双方の植物検疫専門家間で協議を行っていくことが肝要であると考ええる。</p>					
z1000035	農林水産省	病害虫のリスク分析と管理		<p>非検疫有害動植物の選定は、PRA(有害動植物危険度評価)に基づいて行われている。</p>	b		<p>1. 本年5月に取りまとめられた「植物検疫に関する研究会」の報告書を受けて、輸入植物のリスク管理をより一層IPPC(国際植物防疫条約)等の国際的な基準に近づけたものにするを目的として、輸入植物の種類及びその用途、輸送形態等を考慮した科学的根拠に基づくPRA(病害虫危険度解析)を実施することとしている。</p> <p>2. 当該要望は、本年11月1、2日に開催された第20回日米植物検疫定期協議(東京)等でも技術的な協議を行ったところである。</p> <p>3. 当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)や日米植物検疫定期協議の場で双方の植物検疫専門家間で協議を行っていくことが肝要であると考ええる。</p>					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000034	農林水産省	検疫有害動植物の防除	5122	51220137	11	米国	137	検疫有害動植物の防除	<p>米国は日本が輸入農産物を差別なく取り扱うことを確保するため、非検疫有害動植物の枠組みを広げることを要請する。例えば、現在の慣行ではレタスのような輸入品を遅滞なく市場に出すには(不必要でコストのかかる)燻蒸消毒が必要とされているが、同じ病害虫を持つ国内産のものは日本中自由な配送が可能である。この現在の慣行と既存の国際定義・指針の間に生じた矛盾に対応するため、米国は農林水産省に対し、検疫有害動植物の防除に関する植物検疫制度を国際植物保護会議の定義・指針に基づき、少なくとも下記の原理を含むよう求める。</p> <p>輸入国において既存の検疫有害動植物のまん延を防ぐため公的防除をしなくてはならない。</p> <p>公的防除の定義は、検疫有害動植物の根絶または抑制を目的とするか、あるいは規制された非検疫有害動植物の管理のための義務的植物衛生規制の積極的な実施と、義務的植物衛生手続の適用とする。</p> <p>公的防除とは、病害虫がまん延する区域内での撲滅または封じ込め、危険区域内での監視、保護区域での動きの管理を含む。</p> <p>公的防除をするにあたり差別ない扱いをしなければならない。同じ病害虫に関して、国産品よりも輸入品に課せられた条件が厳重であってはならない。</p> <p>公的防除の条件は透明性がなくてはならない。輸入品および国産品に課せられた条件は記録され、求められた場合情報公開されるべきである。</p> <p>国産品と輸入品に課せられた条件は技術的根拠(リスク分析)に基づき差別のないリスク管理につながるようにする。</p>		最近公表された日本の植物検疫に関する独立した包括的な調査によると、農林水産省はWTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に基づいた国際基準の制定ならびに技術的根拠がない場合、各国の植物検疫措置をこれらの国際基準に合わせることを提言した。本調査により日本が「国際基準に基づく植物検疫措置の適用の必要性を認識している」ことを確認した。しかし米国は日本が国際基準の適用を度々怠っていると見ている。例えば、数多くの行為の累積により燻蒸消毒と同等の効果があると実証されている体系的アプローチなど、農薬に代わる防虫策を日本は検討していないと思われる。米国政府は、日本が公的防除ならびに科学的なリスク分析と安全な貿易を確保する上で最小限の制限措置を適用するよう、国際植物保護会議の基準に基づき、より国際的に認められている植物検疫制度を導入することを奨励する。	
z1000035	農林水産省	病害虫のリスク分析と管理	5122	51220138	11	米国	138	病害虫のリスク分析と管理	<p>米国は日本の衛生植物検疫措置が、既存の検疫規制に対し危険性に応じた代替手段を考慮し、病害虫の危険性に対し十分な科学的根拠を提供するリスク分析をした上で講じられるよう日本に要請する。リスク分析をする際、国際植物保護会議の指針や基準を取り入れるよう米国は日本の農林水産省に下記の事項を含むがそれに限らず求める。</p> <p>病害虫のリスク分析は病害虫の侵入、定着、まん延の可能性を含むべきである。</p> <p>病害虫のリスク分析の開始から危険防除方法の選択まで、リスク分析の全経過が透明で且つよく記録され、求められた場合情報公開されるべきである。</p>		最近公表された日本の植物検疫に関する独立した包括的な調査によると、農林水産省はWTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に基づいた国際基準の制定ならびに技術的根拠がない場合、各国の植物検疫措置をこれらの国際基準に合わせることを提言した。本調査により日本が「国際基準に基づく植物検疫措置の適用の必要性を認識している」ことを確認した。しかし米国は日本が国際基準の適用を度々怠っていると見ている。例えば、数多くの行為の累積により燻蒸消毒と同等の効果があると実証されている体系的アプローチなど、農薬に代わる防虫策を日本は検討していないと思われる。米国政府は、日本が公的防除ならびに科学的なリスク分析と安全な貿易を確保する上で最小限の制限措置を適用するよう、国際植物保護会議の基準に基づき、より国際的に認められている植物検疫制度を導入することを奨励する。	